

令和 7 年度 群馬県未来構想フォーラム開催業務企画提案要領

1 委託業務の名称

令和 7 年度 群馬県未来構想フォーラム開催業務

2 業務の趣旨・目的

特定テーマに係る群馬県の新たな近未来構想及び取組について、各地域において群馬県知事自らが説明するとともに、知事と特定テーマに関係する有識者とのディスカッション及び知事と県民との意見交換等を行う「群馬県未来構想フォーラム 2025」の開催にあたり、来場者の興味を強く引きつけるための仕掛けを含むステージ等の設営、運営を行うものです。

3 事業の内容

別紙「令和 7 年度 群馬県未来構想フォーラム開催業務仕様書」のとおり

4 予算額（提案金額の上限）

令和 7 年度事業費 24,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- (1) 応募に要する経費は自己負担となりますので、積算に含めないでください。
- (2) 別途通知する有識者招聘にかかる報償費並びに経費及びライブ配信にかかる金額を含めて費用見積書を作成してください。
- (3) 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりをお願いします。

5 契約期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日までの間とします。

6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- (1) 県内に本店支店・営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること

7 スケジュール

摘要	日時等	備考
① 参加申込提出期限	令和 7 年 3 月 11 日（火）15 時	詳細は下記 8 のとおり
② 質問提出期限	令和 7 年 3 月 11 日（火）15 時	詳細は下記 9 のとおり
③ 委託者の指定する経費の通知	令和 7 年 3 月 11 日（火）15 時以降	詳細は下記 10 のとおり
④ 企画提案提出期限	令和 7 年 3 月 21 日（金）正午	詳細は下記 11 のとおり
⑤ 審査	令和 7 年 3 月 26 日（水）14 時	詳細は下記 12 のとおり
⑥ 審査結果通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）	
⑦ 契約締結	令和 7 年 4 月上旬	

※ 上記スケジュールは変更となる場合があります。

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限：令和 7 年 3 月 11 日（火）15 時 必着

(2) 提出方法：次の URL から、必要事項を入力して回答を送信してください。

<https://forms.office.com/r/SXjFdARAer>

9 質問

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 提出期限：令和 7 年 3 月 11 日（火）15 時まで

(2) 質問方法：次の URL から、必要事項を入力して回答を送信してください。

<https://forms.office.com/r/tWsywsUdE7>

※ なお、質問は 1 回の入力につき 1 問ごとを受け付けますので、複数ある場合はその都度入力してください。

※ 受け付けた質問の回答については、おおむね 3 営業日中に回答するとともに、参加申込者全員に情報共有します。

10 委託者の指定する経費の通知

委託者の指定する有識者招聘にかかる報償費並びに経費及びライブ配信にかかる金額は、参加申込のあった事業者へ通知します。

(1) 通知日：令和 7 年 3 月 11 日（火）参加申込提出期限の 15 時以降

(2) 通知方法：参加申込時に入力した E-mail アドレスあて

※ 次のドメイン (@pref.gunma.lg.jp) のメールを受信できるように、受信設定または迷惑メール設定等から解除しておいてください。

11 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

※ 次のア～クを電子データにて作成し、E-mail または発注者が指定するストレージサービスにおいて提出してください。

ア 企画提案書表紙 【様式 1】

イ 企画提案書本体 (様式任意)

本事業への理解や事業の運営方法、演出の構成・内容、演出技術・手法等の提案について記載してください。

ウ 業務実施体制申告書 【様式 2】

本業務における実施体制、類似業務の実績及び配置予定担当者の業務経歴について記載してください。

エ 費用見積書 (様式任意)

宛名は「群馬県知事 山本 一太」とし、見積額及び積算内訳を記載。積算内訳は、可能な限り詳細に記載してください。

オ 提案事業者の概要がわかる資料

カ その他、提案内容に関して必要な資料

キ 課税（免税）事業者届出書 【様式 3】

ク 口座振替依頼書 【様式 4】

- ◆ 群馬県の令和 6 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない事業者は、次のケ～スの書類を提出してください。

ケ 暴力団排除に関する誓約書【様式 5】

群馬県暴力団排除条例第 7 条関係

コ 法人登記簿謄本

申請日の 3 ヶ月内に取得したもの

サ 決算書

直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分）

シ 国税納税証明書

(ア) 法人の場合：様式「その 3 の 3」

(イ) 個人の場合：様式「その 3 の 2」

ス 群馬県税完納証明書

群馬県各行政県税事務所で取得できます。群馬県内に営業所等がない場合は添付不要です。

※ その他、必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和 7 年 3 月 21 日（金）正午 必着

イ 提出方法：E-mail または発注者が指定するストレージサービスへのアップロード

※ 応募者多数の場合は提出書類による選考を行う場合があります。

※ 送信するファイルサイズの合計が概ね 7 MB を超える場合は、発注者が指定するストレージサービスへのアップロード用 URL を発行いたしますので御連絡ください。

(3) 提出先

宛 先：群馬県 地域創生部 地域創生課 地域連携係

電 話：027-226-2361

E-mail：chihousuishin@pref.gunma.lg.jp（または発注者が指定するストレージサービスへのアップロード）

(4) 応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

イ 提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。

ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）、群馬県情報公開条例（平成 12 年 6 月 14 日条例第 83 号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので御承知おきください。

(5) その他注意事項

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は応募者の負担とします。

イ 応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨任意の書面にて提出願います。

- エ この公募は、令和7年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、予算の議決がされなかった場合や原案どおりに成立しなかった場合は、事業の中止や大幅な変更等を行うことがあります。このことに伴い、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しません。

12 審査

企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

(1) 審査方法

ア 日時・会場

日時：令和7年3月26日（水）14時～（予定）

会場：審査会場は、群馬県庁内を予定しています。

※ 日時・会場等の詳細は別途、応募者に連絡します。

イ 内容

当日は、事業者によるプレゼンテーションを行ってください。

- ・ 1事業者あたりプレゼンテーション10分程度と質疑応答10分程度を予定しています。
- ・ プレゼンテーションの実施にあたり資料・画像等投影用の大型ディスプレイ及びHDMIケーブルは、会場において発注者が用意しますが、パソコン等の端末は応募者の持ち込みとします。
- ・ 都合により変更する場合があります。

ウ 審査結果

全ての応募者に連絡します（令和7年3月28日（金）予定）。

エ その他

審査は非公開とし、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(2) 審査項目

別添「令和7年度 群馬県未来構想フォーラム開催業務審査基準」のとおり

13 提案料

本企画提案について、次のとおり応募者に提案料を支出します。

(1) 対象者

優先交渉事業者を除く審査における上位3者（ただし、満点の半分以上を得点した者に限る）

(2) 金額

20,000円

(3) 支払方法

口座振替による

14 契約

(1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。

(2) 契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。

- (3) 契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて示したうえで、見積書を提出していただきます。
- (4) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位の者と交渉する場合があります。
- (5) 本業務により制作された成果物に関する全ての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- (6) 本業務は、内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。
- (7) 令和 7 年度「物件等購入契約資格者名簿」登載者でない者は、契約保証金（契約金額の 10/100 以上）の納付が必要となる場合があります。
- (8) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

15 要領記載以外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとします。

(以上)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

申請者 所在地

事業者名称

代表者 職・氏名

令和 7 年度 群馬県未来構想フォーラム開催業務に係る企画提案募集について、下記の書類を添えて応募します。

記

1	企画提案書本体（任意様式）
2	業務実施体制申告書【様式 2】
3	費用見積書（様式任意）
4	提案事業者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）
5	その他、提案内容に関して必要な資料
6	課税（免税）事業者届出書【様式 3】
7	口座振替依頼書【様式 4】
8	誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）【様式 5】
9	法人登記簿謄本の写し（3 ヶ月以内に発行されたもの）
10	決算書の写し（直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分）
11	国税納税証明書（法人の場合：様式「その 3 の 3」、個人の場合：様式「その 3 の 2」）
12	県税完納証明書（群馬県内に営業所等がない場合は添付不要です。）

※ 8～12 は、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要

連絡先

ふりがな	
担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
FAX 番号	
Email アドレス	

【 様式 2 】

業 務 実 施 体 制 申 告 書

令和 年 月 日

1 実施体制

事業者名称	
代表者氏名	
本社所在地	〒
資本金	
設立年月日	
従業員数	
事業内容	
(本社と異なる場合) 業務を担当する 支店・営業所	名 称 : 所 在 地 : 電話番号 : 従業員数 : (参考)群馬県庁までの移動時間 :

(裏面有り)

2 類似業務または本事業の参考となる業務の履行実績（最大5件まで）

業務名称	発注者名称	業務概要	契約金額 (千円)	履行期間

3 実施体制（組織図等）

課 税 事 業 者 届 出 書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

申請者 所在地

事業者名称

代表者 職・氏名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の者）であるので、その旨届出ます。

記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
課税期間	自	年	月	日
（予定）	至	年	月	日

注1） 課税期間は、個人事業者については1月1日から12月31日まで、法人については事業年度となります。上段「課税期間」は直近の決算が終了している課税事業年度、下段「課税期間（予定）」は現在の事業年度となります。

注2） 過去にご提出があり、届出書記載の課税期間が今回行う契約締結の期間を満たしている場合、再度のご提出の必要はありません。

【 様式 4 】

口座振替依頼書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

申請者 所在地

事業者名称

代表者 職・氏名

下記のとおり口座振替を申し込みます。

記

振替金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄 9 その他
口座番号	
フリガナ	
預貯金名義	

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

申請者 所在地

事業者名称

代表者 職・氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1に掲げる者（以下「暴力団等」という。）をこの事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）にしません。
- 3 この事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除（間接補助事業に係る交付決定を取り消）します。
- 4 自己、自己の法人その他の団体又はこの契約に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。